

平成十八年二月十日受領
答弁第四四号

内閣衆質一六四第四四号

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島の管轄権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島の管轄権に関する質問に対する答弁書

一について

北方四島に対する管轄権などに関する質問主意書（平成十七年十月三十一日提出質問第五二二号。以下「質問主意書」という。）のうち御指摘の質問については、質問主意書の提出を受けて外務省において行った調査に基づき、衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島に対する管轄権などに関する質問に対する答弁書（平成十七年十一月四日内閣衆質一六三第五三号。以下「答弁書」という。）において答弁したものである。

二から四までについて

答弁書の十一について述べたとおり、外務省職員が釣りの「許可証」を求めた事実については確認されていないが、平成八年八月、支援委員会を通じた支援である択捉島におけるプレハブ仮設レントゲン室建設の作業に同行していた外務省職員が、同レントゲン室建設作業員の要望を受けて釣りを行うための便宜を図ったところ、事後的に「中央クリル漁業資源監督局」が発給した「許可証」を一方向的に渡されることとなった事実は確認されている。なお、この事実に関する対外応答要領は、外務省において作成されており、この対外応答要領においては、当該外務省職員が「中央クリル漁業資源監督局」から「許可証」を

受け取ったことは、適切さを欠くものであったとされている。